

三次市告示第157号

三次市低入札価格調査制度事務取扱要領を次のように定める。

令和8年6月30日

三次市長 福岡 誠志

三次市低入札価格調査制度事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この告示は、三次市建設工事執行規則（平成16年三次市規則第165号。以下「工事執行規則」という。）の適用を受ける建設工事に係る入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第1項（施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定によって、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、他の者をもって落札者とすることがあるものとして競争入札を行う場合の事務手続に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 低価格入札 調査基準価格を下回る価格での入札をいう。
- (2) 低価格入札者 調査基準価格を下回る入札を行った者をいう。
- (3) 調査基準価格 第4条の規定により決定した金額をいう。
- (4) 調査対象者 低価格入札者のうち、最低の価格で入札した者をいう。
- (5) 工事完成後調査 工事完成後調査資料による労務監査及びヒアリング調査

をいう。

(適用対象工事)

第3条 この告示は、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が1億円以上の建設工事に適用する。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(調査基準価格の設定等)

第4条 調査基準価格は、次に掲げる額の合計額の1,000円未満の端数を切り上げた額とする。

- (1) 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額から1円未満の端数を切り捨てた額
- (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額から1円未満の端数を切り捨てた額
- (3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額から1円未満の端数を切り捨てた額
- (4) 一般管理費等の額に100分の68を乗じて得た額から1円未満の端数を切り捨てた額

2 前項に掲げる直接工事費の額、共通仮設費の額、現場管理費の額及び一般管理費等の額は、工事の種類ごとに別表第1により定める。

3 第1項により算出した額が、予定価格の100分の75を下回るときは、予定価格に100分の75を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を調査基準価格とし、100分の90を超える場合は、予定価格に100分の90を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を調査基準価格とする。

(入札参加者への周知)

第5条 契約担当課長は、入札の公告その他適切な方法により次のことを記載して入札参加者へ周知するものとする。

- (1) 低入札価格調査報告書（様式第1号）等の低入札価格調査関係資料の提出方法
- (2) 前号に掲げる書類を期限までに提出しない低価格入札者の入札は無効とすること。

- (3) 調査基準価格が設定されていること。
- (4) 低価格入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法
- (5) 低価格入札は、最低の価格で入札した者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (6) 低価格入札者は、事後の事情聴取（調査）に協力すること。
- (7) 低価格入札者のうち、別記「適正な履行確保の基準」（以下「適正な履行確保の基準」という。）に規定する要件の全てを満たさない者は、落札者とならないこと。

（入札の執行）

第6条 入札の結果、低価格入札が行われた場合には、入札者（入札者が開札に立ち会っていないときは、施行令第167条の8第1項（施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の当該入札事務に関係のない職員）に対して、「保留」と宣言し、調査のうえ落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了する。この場合において、入札価格は公表しない。なお、落札の決定をしたときは、通知又は連絡する。

（調査資料等）

第7条 契約担当課長は、調査対象者に対し、指定する期限までに、次に掲げる書面及びその添付資料（以下「調査資料等」という。）を提出させるものとする。

- (1) 低入札価格調査報告書（様式第1号）
- (2) 当該価格で入札した理由（様式第2号）
- (3) 様式第1号の低入札価格調査報告書に添付する次に掲げる資料（低価格入札を行った理由に応じたもの）
 - ア 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（様式第3号）
 - イ 手持ち工事の状況（対象工事関連）（様式第4号）
 - ウ 契約対象工事箇所と低価格入札者の事務所、倉庫等との関連（様式第5号）
 - エ 手持ち資材の状況（様式第6号）
 - オ 資材購入先一覧（様式第7号）
 - カ 手持ち機械の状況（様式第8号）

キ 労務者の確保計画（様式第9号）

ク 建設副産物の搬出地（様式第10号）

ケ その他必要な資料

(4) 工事費内訳明細書（市実施設計書に準じた様式で、次の要件を全て満たすように作成されたもの）

ア 費目・工種・種別ごとに詳細が記載されていること。

イ 共通仮設費率分について、準備費、安全費及び技術管理費の金額並びに算出根拠が記載され、適切な施工の可否の判断が可能であること。なお、建築工事及び設備工事にあつては、安全費等の金額並びに算出根拠が記載され、適切な施工の可否の判断が可能であること。

ウ 現場管理費について、現場従業員及び現場労働者の法定福利費及び人件費の金額並びに算出根拠が記載され、適切な施工の可否の判断が可能であること。

エ 一般管理費等について、必要な金額が記載され、適切な施工の可否の判断が可能であること。

2 契約担当課長は、入札に参加する者に必要な資格（以下「資格要件」という。）が定められている入札で、資格要件を開札後に審査することが定められている方式の入札において、低価格入札者が複数ある場合で必要と認めるときは、前項の規定による調査対象者の調査資料等の提出と併せ、他の低価格入札者に対しても調査資料等の提出を求めるものとする。

3 調査対象者及び前項の規定により契約担当課長が調査資料等の提出を求める他の低価格入札者（以下「調査対象となる低価格入札者」という。）は、契約担当課長が求める調査資料等のほか、必要と認める任意の資料を作成し、提出することができるものとする。

4 調査対象となる低価格入札者が調査資料等及び次条第1項第4号の規定により提出を求める追加の資料の全部又は一部を提出しない場合は、調査対象となる低価格入札者が行った入札は、無効とする。

5 調査対象となる低価格入札者が提出する調査資料等及びその他資料の作成するに要する費用は、調査対象となる低価格入札者の負担とする。

（調査の実施等）

第8条 施行令第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項に基づく調査(以下「低入札価格調査」という。)は、次に定めるとおり実施するものとする。

- (1) 全ての低価格入札者について、低入札価格調査に係る意向確認書(様式第11号)により低入札価格調査を受け契約を締結する意向の有無を確認する。なお、確認の結果、意向がない入札者の場合は次点者の確認に移る。
 - (2) 契約担当課長は、調査対象となる低価格入札者から調査資料等の提出があったときは、当該工事担当課長へ低入札価格調査対象工事名、調査対象となる低価格入札者の名称及び入札額を連絡するとともに、調査資料等を送付するものとする。
 - (3) 当該工事担当課長は、前号の規定により契約担当課長から送付された調査資料等について低入札価格調査を行うものとし、必要に応じ、調査対象となる低価格入札者に対し、ヒアリングを行うものとする。
 - (4) 当該工事担当課長は、前号のヒアリングを実施した後、必要と認めるときは、調査対象となる低価格入札者に対し、指定する日までに追加の資料を提出するよう求めることができるものとする。
 - (5) 当該工事担当課長は、調査資料等について、請負対象設計金額の内訳と比較し、適正な履行確保の基準を満たしているかを調査するものとする。
 - (6) 当該工事担当課長は、前号に規定する調査において適正な履行確保の基準の数値的判断基準を満たさないときは、適正な履行がなされないおそれがあるものとして、当該基準を満たさないことが判明した時点で、当該調査を終了するものとする。
- 2 当該工事担当課長は、低入札価格調査を終了したときは、低入札価格調査表(様式第12号)、数値的判断基準調査表(様式第13号)及び工事費内訳対照表(様式第14号)を作成し、契約担当課長に提出するものとする。
 - 3 低価格入札者が複数ある場合において、調査対象者の低入札価格調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又は調査対象者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であると認められるとき(以下「不適合等のとき」という。)は、引き続き他の低価格入札者を調査対象者とし、低入札価格調査を行うものとし、当該調査

対象者が不適合等のときも、同様とする。

- 4 前項の場合において、次点者が2者以上あるときは、電子入札システムの電子くじ（電子入札を行う場合）又はくじ引き（書面で入札を行う場合）により、調査対象者を決定するものとする。

（委員会の審議）

第9条 三次市副市長の事務分担に関する規則（平成20年三次市規則第34号）

第2条第1号に掲げる副市長は、低入札価格調査表等の提出を受けたときは、調査資料等を添えて、三次市公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）の審議に付さなければならない。

- 2 委員会は、必要な審議を行い、低入札価格調査結果表（様式第15号）により契約担当課長に通知する。

（委員会の意見に基づく落札者の決定等）

第10条 契約担当課長は、前条第2項の規定による委員会の結果、契約内容に適合した履行がされると判断された当該低価格入札者に対して落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を伝えるものとする。この場合において、落札者とされなかった低価格入札者がある場合には、落札者とされなかった理由を併せて通知するものとする。

（低価格入札者と契約する場合の措置）

第11条 契約担当課長は、低価格入札者を落札者として請負契約を締結するときは、次に掲げる措置を実施する。

- (1) 契約保証の額は、請負代金額の10分の3以上とする。
- (2) 工事執行規則第56条又は第56条の2第1項第4号から第12号までの規定による契約解除が行われた場合に受注者が支払うべき違約金は、請負代金額の10分の3とする。
- (3) 契約不適合責任期間は、工事目的物の引渡しを受けた日から起算して4年（設備機器本体等の場合にあっては、2年）以内とする。
- (4) 監理技術者又は主任技術者とは別に、これらと同等程度の技術者（以下「低入札技術者」という。）を専任で1人現場に配置することとする。また、低入札技術者は現場代理人を兼ねることはできない。なお、低入札技術者の要件は、経験を除き、入札公告で定める配置予定技術者の要件（直接的かつ恒

常的な雇用関係を含む。) と同一とする。

(5) 前払金の額を請負代金額の10分の2以内とする。

(6) 工事完成後調査の対象とする。

(工事完成後調査資料の作成及び提出)

第12条 低入札価格調査を経て請負契約を締結した工事の受注者となった者(以下「受注者」という。)は、対象工事において、市が規定する建設工事請負契約約款に定める検査(以下「完成検査」という。)の合格後2箇月以内に、工事完成後提出資料一覧表(様式第17号)に記載されている様式及び添付資料(以下「工事完成後調査資料」という。)を1部作成し、次条に規定する労務監査を受けなければならない。

2 受注者は、労務監査の結果に係る社会保険労務士の意見書(以下「意見書」という。)を受領し、その意見書(原本)を付して、工事完成後調査資料の印刷物3部を当該工事担当課長に提出しなければならない。

3 当該工事担当課長は、受注者から提出された意見書(原本)の写しを取るとともに受領印を押印し、意見書(原本)を受注者へ返却する。

4 当該工事担当課長は、意見書(写し)及び工事完成後調査資料2部を公正入札委員会担当課長に提出する。

(労務監査)

第13条 受注者は、工事完成後調査資料を作成した上で、社会保険労務士による労務監査を受けなければならない。なお、労務監査に要する費用は、受注者の負担とする。

2 社会保険労務士は、次の要件の全てを満たす者から、受注者が選定するものとする。

(1) 広島県社会保険労務士会の「低入札価格調査に関する労務監査業務」に登録した者であること。

(2) 受注者と雇用関係又は契約関係等の利害関係にない第三者であること。

3 受注者は、作成した工事完成後調査資料のほか、別表第2に掲げる資料を準備するとともに、社会保険労務士から資料の追加・修正等を求められた場合、これに応じなければならない。

4 労務監査への出席者は、次のとおりとする。

- (1) 受注者 現場代理人、主任技術者（監理技術者）、工事完成後調査資料の作成者、当該工事の経理責任者、当該工事の管理部門責任者等、労務監査時に提出書類等の内容について責任を持って回答できる者
- (2) 下請負人等 社会保険労務士の要請等必要に応じて、主任技術者、当該工事の経理責任者、当該工事の管理部門責任者等、労務監査時に責任を持って回答できる者
(ヒアリング調査等)

第14条 工事完成後調査資料及び意見書に疑義が生じた場合、公正入札調査委員会担当課長の判断により、必要に応じてヒアリング調査を実施することができるものとする。

2 受注者は、公正入札調査委員会担当課長からヒアリング調査を求められた場合、別表第3に掲げる資料を準備し、これに応じなければならない。また、ヒアリング調査において、公正入札調査委員会担当課長から資料の追加・修正等を求められた場合、これに応じなければならない。なお、ヒアリング調査に要する費用は、受注者の負担とする。

3 ヒアリング調査への出席者は、前条第4項に定める労務監査への出席者と同様とする。

(不適切な事案に対する措置等)

第15条 工事完成後調査において、次の事態が認められた場合等においては、指名除外等の必要な措置を講じることができる。

- (1) 期限内に、工事完成後調査資料を提出しなかった場合（資料の追加・修正等を含む。）
- (2) 社会保険労務士による労務監査を受けなかった場合
- (3) 前条に掲げるヒアリング調査に応じなかった場合
- (4) 調査資料（工事費内訳書を含む低入札価格調査資料、工事完成後調査資料）に虚偽の記入等が認められた場合
- (5) 建設業法等、関連法令に違反していることが認められた場合
- (6) 契約違反等が認められた場合
- (7) その他、調査に対し、不誠実、不適切又は非協力的な言動等が認められた場合

- 2 提出された資料等は、必要に応じ、公正取引委員会、広島県警察本部、広島労働局等の関係機関に提出する。
- 3 提出された資料等は、個人情報を除き、公表することができるものとする。
(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年6月30日から施行する。
(三次市低入札価格調査制度事務取扱要領の廃止)
- 2 三次市低入札価格調査制度事務取扱要領（平成19年三次市告示第40号）は、廃止する。

別記（第5条関係）

適正な履行確保の基準

施行令第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項（施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づく調査（低入札価格調査）を行うに当たって、低価格入札者により契約内容に適合した履行がされないおそれがあるか、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがある著しく不相当であるかの判断を行うための基準について次のとおり定める。

なお、低価格入札者が、次の基準の全てを満たさない場合は、当該入札者は、原則として、契約内容に適合した履行がされないおそれがあるものと判断され、落札者とはならないものとする。

1 数値的判断基準

入札額が、次に掲げる額の合計額の1,000円未満の端数を切り上げた額（以下「工事費総額失格基準価格」という。）以上であること。

- (1) 直接工事費の額に100分の75を乗じて得た額から1円未満の端数を切り捨てた額
- (2) 共通仮設費の額に100分の70を乗じて得た額から1円未満の端数を切り捨てた額
- (3) 現場管理費の額に100分の70を乗じて得た額から1円未満の端数を切り捨てた額
- (4) 一般管理費等の額に100分の30を乗じて得た額から1円未満の端数を切り捨てた額

上記に掲げる直接工事費の額、共通仮設費の額、現場管理費の額及び一般管理費等の額は、工事の種類ごとに別表第1により定める。

2 基本的判断基準

- (1) 低入札価格調査に際し誠実で協力的であること。
- (2) 当該入札が、適正な見積等に基づく結果であること。

- (3) 数量は、本市設計図書等に計上した設計数量を満たしていること。
- (4) 安全性、設計仕様等を満たしていること。
- (5) 労務費は全て法定最低賃金を満たしていること。
- (6) 下請、資材等の見積額の計上が適正であること。
- (7) 建設副産物の処理方法等が適正であること。
- (8) 低入札価格調査報告書等に不備がないこと。
- (9) 虚偽記載等がないこと。

別表第1（第4条関係）

工事の種類		工事費内訳				
		直接工事費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費	一般管理費等
土木工事	土木工事	直接工事費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費	一般管理費等
建築工事	建築（建築機械設備、建築電気設備を含む。）	直接工事費×0.85	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費＋直接工事費×0.15	一般管理費等
	解体工事	直接工事費×0.6	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費＋直接工事費×0.4	一般管理費等
	建築（昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とする工事）	直接工事費×0.8	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費＋直接工事費×0.2	一般管理費等
下水道工事	下水道電気設備、下水道機械設備	直接工事費（機器費含む。）	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費	一般管理費等
水道工事	土木工事、電気設備工事、機械設備工事	直接工事費（機器費含む。）	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費	一般管理費等

備考

- 1 土木工事に関する用語の定義：広島県土木工事標準積算基準書等による。
- 2 建築工事に関する用語の定義：公共建築工事積算基準による。
- 3 下水道工事に関する用語の定義：下水道用設計標準歩掛表による。
- 4 水道工事に関する用語の定義：国土交通省水道施設整備費に係る歩掛表による。

別表第2（第13条関係）

労務監査時に準備する資料

資料区分	資料の名称	備考	
労働基準法関係	①	就業規則	
	②	給与規定	
	③	事業所の人数集計表	雇用形態別・性別の内訳が分かるもの
	④	労働者名簿（社員名簿）	
	⑤	賃金台帳（直近1年分）	
	⑥	出勤簿（タイムカード）	
	⑦	勤務シフト表	
	⑧	労働条件通知書（労働契約書）	
	⑨	36協定控	時間外・休日労働に関する協定届
	⑩	1年単位の変形労働時間制協定控	
	⑪	その他、協定届等	
	⑫	賃金控除協定書	
保険関係	①	社会保険届出控	
	②	雇用保険届出控	
	③	労働保険料申告書控	
	④	労働保険一括有期事業関係控	
その他	①	源泉所得税納付書	
	②	会社の組織図	
	③	施工体制台帳	
	④	社会保険労務士が必要と認める資料	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別表第3（第14条関係）

ヒアリング調査時に準備する資料

資料区分	資料の名称	備考	受注者	下請	
共通事項	①	工事完成後調査資料	発注者に提出した資料	○	
	②	①の調査票を作成した根拠となる資料一式	比較表及び調査票記入時に集計又は仕分けをした資料で根拠が説明できるもの	○	○
			施工体制台帳及び下請契約書・請書の原本【施工体制台帳は全ての下請契約について契約書・請書が添付されているもの】	○	
	③	施工計画書	土木工事共通仕様書に基づいて作成したもの	○	
④	工事日報（作成している場合）	作業内容、労務者数、材料入荷等の記録が確認できるもの	○		
直接工事費	①	工事打合せ簿等	工事の実施内容が分かるもの	○	
	②	労働者名簿、出勤簿、賃金台帳	作業員の人数、作業内容、支払の根拠が分かるもの	○	○
	③	材料受払い簿、入荷伝票、材料費の請求書、領収書	主要材料の支払の根拠が分かるもの	○	○
	④	機械器具等損料の請求書、領収書	主要機械器具等の支払の根拠が分かるもの	○	○
共通仮設費	①	交通誘導員・安全施設の請求書、領収書	安全管理費、交通誘導員等の支払実績が分かるもの	○	○
	②	イメージアップの請求書、領収書	イメージアップ費の支払実績が分かるもの	○	
	③	技術管理費の実施記録、写真、請求書、領収書	技術管理費の実施内容、支払の根拠が分かるもの	○	
現場管理費	①	安全訓練等の実施記録、写真、請求書、領収書	安全訓練等の実施内容、支払の根拠が分かるもの	○	
	②	現場組織図（表）、社員等の給料明細書、賃金台帳、（源泉徴収票）	社員等従業員給料手当の勤務実績、給与等の支給根拠が分かるもの	○	○
	③	各種保険料領収書、建退共証紙の写し	法定福利費の支払の根拠が分かるもの	○	
建設副産物	①	搬出伝票、マニフェスト、建設廃棄物処理委託契約書	建設副産物処理の実施内容、支払の根拠が分かるもの	○	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。